

第2節 組織・機構・施設(諸規程など)

1.組織・機構の愛護

(1)主要機構の変遷

明治36年(1903)4月に制定されて以来、19年間施行されていた農事試験場規程が、新しい農業情勢に対応するため大正11年2月11日付の県令第6号をもって改正された。その中で場業務の目的は農産の改良増殖を図ることとされ、職員として場長、産業技師、産業技手、産業主事補及び助手を置くことが定められた。規定改正と同時に訓第11号によって処務規程も改められ、場の機構が種芸部、化学部、菌虫部、園芸部、庶務係、会計係の4部2係制に改編された。そして各部、係には内部業務を統括する主任が置かれた。

またこれより以前の大正2年には、農試の付属機関として農会技術員養成所が徳島県農会への委託によって新設され、農業技術者の養成が開始されている。年限は1年制であったが、この間に講習生に対して農試で得られた研究成果の伝達や、農業情勢の分析、農作物の栽培管理技術の指導などを行って資質の向上を図り、各町村農会における農業指導者として送り出した。大正年間におけるその総数は62名に上った。

大正11年の機構改革により新たに定められた各部、係の分掌業務はつきに示すとおりである。

(分掌業務一覧)

場長一場務の統理 所属職員の監督
農会技術員養成所－町村農会技術員の養成
種芸部－稲麦の優良品種の選出、豊凶考照試験 稲麦の栽培法改善、多収試験原種、原種の生産配付 農業機械の比較、改良農具の利用試験
化学部－各種肥料の効率的施用法 新肥料の効果検定・肥料、農産物等の分析
菌虫部－作物病害虫防除法の確立 新農薬の効力検定
園芸部－果樹類の品種比較、栽培法の改善 野菜類栽培法の改善、種卵の生産配付
庶務係－人事服務、文書、公印看守
会計係－予算決算、金銭の収支、土地・建物及び物品の購入

(2)指導地ならびに試験地の新設

農事試験場内の園圃試験で得られた成果を現地に普及させる目的をもって、大正14年から板野郡藍園村等に園芸指導地4か所が新設された。これらは1か所につき30aの農家園圃を借り受け、露地野菜や温床栽培野菜の現地実証試験を行ったものである。現地には指導地事務所を置き、助手1名が常駐して栽培管理技術の指導を行った。また参観者があった場合には栽培状況の説明を担当した。この指導地担当助手職員は場の定数増によって得られたものである。翌大正15年には鴨島町と坂野村に増設され、園芸指導地の設置箇所は合計6か所になった。

園芸試験地は農試の委託試験地であって、これも指導地と同じく大正14年に海部郡穴喰町をはじめ県下5か所に新設された。

(3)業務の円滑化

農事試験場の分掌事項を円滑に推進するため、あるいは農家の人々に職員が直接に接してその実態を把握し、栽培管理技術の指導を行い農業経営の安定化を図ることを主旨として、大正2年4月に県告示第115号が発布され、追加規程が2項目付与された。その一つは分析規程であり、他の一つは委託原種田規程であった。

① 農事試験場分析規定

県内公衆の依頼に応じ、酸性土壌や肥料、農産物、飼料、水の分析を行うことを目的に定められたものである。試験場は分析に際して、依頼者から各分析試料に応じた手数料を徴収するとし、分析を終えたなら成績書を作成して依頼者に報告することを義務づけている。この規程が定められたことにより、県下各地の農家園圃や施用肥料に科学的なメスが増えられるようになり、営農改善に役立った。

② 農事試験場委託原種田規程

稲の品種改良や優良品種作付の要請が強くなってきたことを背景に、各地に委託原種田を設置することが制度化された。原種田として適当な土地および農家を選定したのち契約を結び、作付を依頼した。栽培管理技術や採種法については農試の職員が指導にあたった。なお規程制定当初の作付奨励品種は樺八、雄町、神力の3つであった。

受托農家に対してはその面積に応じた手当を支払った。また採取した原種については、審査後の合格品を買い上げたち郡市農会へ交付した。

2.土地・施設の状況

(1)本 場

農商務省農事試験場四国支場の廃止に伴い、その敷地および建物を譲り受け、明治36年(1903)に本県農事試験場が設立されたのであるが、大正年間においてもそれらはそのまま利用された。当時の敷地総面積および園圃内訳、建物の整備状況は以下のとおりであった。

まづ敷地総面積は2町4反2畝28歩であり、その内訳は水田が1町4反5畝7歩、畑が5反6畝27歩、敷地面積が4反24歩となっていた。それぞれ利用内容は次のとおりであった。

① 水田(1町4反5畝7歩)の利用内訳

試験地	1町1反2畝20歩
原種田	1反2畝
苗代	9畝
番外	1反1畝27歩

② 畑(5反6畝27歩)の利用内訳

菜畑	4反5畝8歩
果樹見本園	5畝17歩
苗木圃	6畝
番外	1反9畝20歩

これら園圃利用内訳は年次によりいくらかの変動が認められるものの、概ね上記のとおりであった。次に敷地面積(4反24歩)のうち建物面積が170.25坪を占めていたが、ここではその建物坪数の内訳を掲げる。

③ 建物坪数(170.25坪)の内訳 単位:坪

事務室	10.5	玄関	2.5
応接室	8.0	図書室	4.0
炊込込	1.5	電話室	0.5
炊事場	3.25	小使室	1.5
物置	1.0	宿直室	3.0
昆虫病理室	4.0	便所	7.5
湯殿舎	3.0	収納舎	32.0
栽培舎	15.0	納屋	12.0
鶏舎	16.0	厩舎	4.5
講習生控室	4.0	農夫舎	8.5
分析室	28.0		

上記の他、大正15年(昭和元年)に試験用施設として大正2年大さきの両層根式温室が初めて建設された。ここではマスカメロンやイチゴなどの高級野菜や草花類の施設栽培試験が行われた。

(2)指導地および試験地

大正14年(1925)に、農試の新事業として園芸指導地と同試験地が各々4か所設置された。園芸指導地は、場内園圃によって得られた成果を現地に適用するために設けられたものであり、農家の園圃を1か所につき30a借り受け、そこに指導地事務所を置いた。そこには助手職員が1名常駐して、栽培管理技術の指導や諸調査を行うとともに見学者の応接にあたった。大正14年度における園芸指導地設置状況はつぎのとおりである。

第4表 園芸指導地(大正14年)

栽培作物種別	設置場所	担当農家氏名	年度参観人員
野菜一般 (露地及び温床栽培)	名東郡加茂村	高橋団蔵	91名
同上	板野郡藍園村	犬伏廉平	247
同上	板野郡里浦村	百井長寿	121
同上	名西郡藍畑村	平田弥平	137

大正15年には、やはり野菜一般の指導地として麻植郡鴨島町(北村猪之助)と那賀郡坂野村(高倉茂作)にと2か所が増設され、合計箇所数が6か所となった。

園芸試験地は委託試験地であって、やはり指導地と同様大正14年に県下5か所に新設された。その内訳は次表に示すとおり温州ミカン、試験地が2か所、野菜、タケノコ、ナシの試験地がそれぞれ1か所であった。

第5表 園芸試験地(大正14年)

栽培作物種別	設置場所	担当農家氏名	年度参観人員
野菜 (促成栽培主とす)	海部郡穴喰町	井上磯吉	343名
タケノコ (早期採取)	那賀郡福井村	岩佐文太郎	22
柑橘 (温州)肥料試験	勝浦郡横瀬町	吉野徳蔵	159
柑橘 (温州)肥料試験	勝浦郡生比宗村	坪井仁平	100
ナシ肥料試験	板野郡大津村	岩朝寅雄	242

3.職員数の動き

明治36年の設立以来、場長以下種芸、病虫・分析、園芸、庶務、会計の各担当職員が置かれ、それぞれの業務を遂行してきた。

大正元年(1912)の職員数は、場長を含めた研究員が10名、庶務、会計担当者1名、技能員4名の合計15名が配置され試験場の分掌業務を行っていた。その後の職員数は、年次の移り変わりとともに多少の変動があったが、概ね10名前後であった。大正11年2月に場規程や処務規定が改正され、機構が種芸部、化学部、菌虫部、園芸部、庶務係、会計係の4部2係制に改編されたが、その当時の職員数は場長以下研究員が11名、庶務・会計係員が1名で合計12名であった。その後の職員合計数をみると、大正12年度が10名、13年度10名、14年度15名と推移し、大正15年(昭和元年)には16名に増加した。大正14年度以降の増員は、園芸指導地が新設され各指導地に助手職員が1名ずつ配置されたことによるものである。

つぎに大正年間を通じての人の動きを以下のとおりまとめた。

第6表 大正年間の職員数の動き (単位:名)

職 種	研 究			研究職小計	事務員	技能員	合計
	技師	技手	助手				
大正元年	2	5	3	10	1	4	15
2年	2	3	3	8	1	3	12
3年	2	3	4	9	1		10
4年	2	3	3	8	1		9
5年	2	3	3	8	1		9
6年	2	4	3	9	1		10
7年	2	4	3	9	1		10
8年	2	4	3	9	1		10
9年	3	5	3	11	1		12
10年	3	5	3	11	1		12
11年	3	6	2	11	1		12
12年	3	4	2	9	1		10
13年	2	5	2	9	1		10
14年	3	5	6	14	1		15
15年	3	5	8	16			16

大正年間を通じての各部の陣容は、専門分野ごとに技師または技手が主任として配置され、その下に技手あるいは助手が研究課題数の多寡に応じて配置されていた。庶務・会計担当の事務職は毎年1名が配属されその任にあたった。

4.研究体制の概要

種芸部では水稻、麦類の栽培改善のほか、に品種改良の試験を行ってきたが、大正3年から陸稻、同9年からは大豆、粟などの雑穀と藍の研究を新たに加えた。そのほか大正6年には委託原種圃面積が種芸部、50aに拡大された。さらに同11年からは農具の改良や利用に関する研究を開始した。

化学部および菌虫部は、大正初期には病虫・分析担当者として技手が1名配属され、その任務を担当していたのであるが、機構改革によってそれぞれ新たに生まれたものである。

化学部では肥料の効率的施用法や新肥料の効果検定を行うかたわら、大正2年(掛飛場長時代)に分析規程(県告示第115号)を定め、以降酸性土壌や肥料、農産物や水などの分析を農家の依頼に応じて積極的に実施している。

菌虫部では、農作物病害虫の発生調査やそれらの防除法確立試験、新農薬の効力検定試験を実施している。

園芸部では野菜類の品種比較および栽培法試験の他、果樹の栽培試験や種卵の生産配布事業を行っている。また大正15年には24坪の温室が場内に建てられたのを契機に、マスカメロンやイチゴなどの高級野菜や草花類の施設栽培試験が開始された。さらに園芸指導地や試験地が大正14年に新設されたことに伴い、野菜一般やタケノコ、温州ミカン、ナシの現地展示園圃や委託試験園圃が設けられ、農業技術の普及に貢献した。

徳島県立農事試験場追加規程 (大正2年4月15日付)
徳島県告示第115号 徳島県立農事試験場分析規程左ノ通り定ム
(一)徳島県立農事試験場分析規程 第一條 農事試験場ハ県内公衆ノ依頼ニ応シ酸性土壌其他肥料農産物ノ分析ヲ行フ 第二條 分析ヲ依頼セントスル者ハ様式第一号ノ請求書ニ供試品ヲ添付シ農事試験場ニ差出スベシ 但シ場長ニ於テ必要ト認ムル時ハ特ニ増加セシムルコトアルヘシ 一 土壌 500匁以上 一 肥料 300匁以上 一 農産物及飼料 300匁以上、但シ多汁ノモノニ限り500匁以上トス 一 水 3升以上 右ノ外農家上関係アル物料ノ分析ニ要スル供試品ノ数量ハ農事試験場長ノ定ムル所ニヨリ 第三條 請求者ニ於テ分析ノ前項ノ請求書ヲ受理シタルキハ供試品ヲ調査シタル上其諸苦ヲ定メ 請求者ニ通知スベシ 第四條 請求者ニ於テ分析承諾ノ通知ヲ受ケタルキハ様式第二号ノ納時書ニ分析手数料ヲ添付シ農事試験場ニ届出スベシ 分析手数料ハ左ノ各号ニ依ル 一 土壌度/分析ハ金50銭トスル 一 土壌/定量分析ハ1成分ニ付金1円トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金50銭ヲ加フ 一 肥料及土壌/定量分析ハ1成分毎ニ金25銭トス 一 肥料ノ定量分析ハ1成分ニ付金50銭トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金25銭ヲ加フ 一 飼料農産物及農産製造品ノ定性分析1成分ニ付金50銭トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金25銭ヲ加フ 一 飼料農産物及農産製造品ノ定量分析ハ1成分ニ付金1円トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金50銭ヲ加フ 一 水ノ定性分析ハ1成分ニ付金1円50銭トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金50銭ヲ加フ 一 水ノ定量分析ハ1成分ニ付金2円50銭トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金1円ヲ加フ 一 土壌、肥料、農産物、農産製造品及灌漑水等ノ普通含有セサル成分ノ定性分析ハ1成分毎ニ金1円50銭トシ定量分析ハ1成分毎ニ金4円トス 第五條 請求者ニ於テ分析不應ノ通知ヲ受ケタルキハ2週間以内ニ供試品ノ返戻ヲ受クヘシ 前項ノ期日外ニ於テ供試品ノ返戻ヲ受ケタル時ハ農事試験場ニ於テ適宜処分ヲ為スコトアルヘシ 第六條 農事試験場ニ於テ分析終リタルキハ様式第三号ノ成績書ヲ作成シ請求者へ交付スベシ 以下略

(二)農事試験場委託原種田規程

第一條 農事試験場ニ原種田ヲ設置シ稲ノ品種改良及統一ヲ図ルノ目的ヲ以テ之カ栽培ヲ行フ 原種田ニ於テ栽培スル品種ハ当分ノ内樺八、雄町、神力ノ3種トス 第二條 原種田ハ適當ナル土地ヲ擇定シ之カ栽培ヲ委託ス受託者ハ委託反別ニ応シ手当金ヲ支給ス受託者ハ適宜ナル所ノ書式ニ依リ承諾書ヲ提出スベシ 第三條 委託栽培者ハ原種ノ栽培及採種等ニ関シテ農事試験場長ノ指揮ニ従フヘシ 第四條 原種田ニ於テ採取シタル原種ハ審査員審査ノ上、合格セルモノニ限り之カ買上ヲ為スヘシ 審査委員ハ知事ノ許可ヲ経テ場長之ヲ囑ス 第五條 前條ニ依リ買上許可ヲ得原種ハ郡市農会配布用トシテ之ヲ農会へ交付ス 第六條 委託栽培ニ於テ第三條ノ指揮ニ従ハヌハ第四條第一項ノ買上ヲ拒ムトキハ第二條第二項ノ手当金ヲ減額シ又ハ之ヲ交付セサルコトアルヘシ 以下略 委託原種田引受人心得 一 委託ヲ受ケタルモノハ別ニ定ムル所ノ設計書ニ依リ原種田ヲ実行スヘシ 一 設計書記載ノ事項ヲ変更セントスル必要アル場合ニハ其理由ヲ具申シ當場ノ許可ヲ受クヘシ 一 原種田施行中障害起リタル場合ニハ其旨直ニ當場へ報告ス可シ 一 受託者ハ日誌ヲ備へ置き原種栽培ニ関スル総テノ事項ヲ記入ス可シ特ニ收穫及調査ニ関シテハ精密ニ調査シ記入スル事 一 施肥、灌溉等特別ノ作業ヲ行フ場合ニハ場員ノ立会ヲ受クヘシ 一 参観人アリタル時ハ原種田施行方法及経過等総テ懇切ニ説明スヘシ 一 原種田ニハ徳島県立農事試験場原種田ノ記スルモノ及品種名ヲ記セサル建作物ナスヘシ
--

徳島県令第六号(徳島県報第四百四十六号 大正十一年二月十七日) 明治三十六年四月徳島県令第三十五号徳島県 農事試験場規程左ノ通致スル 大正十一年二月十一日 徳島県農事試験場規程 第一條 本場ハ農産ノ改良増殖ヲ図ルヲ以テ目的トス 第二條 本場ニ農産ノ職員ヲ置ク 場長 産業技師 産業技手 産業主事補 助手 第三條 場長ハ知事ノ命ヲ承ケ場務ヲ統理シ所属職員ヲ監督ス 産業技師、産業技手ハ場長ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ分掌ス 産業主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ補助ス 第四條 場長事故アルトキハ上席職員其ノ職務ヲ代理ス 第五條 必要アリ認ムルトキハ分場ヲ置き本場ノ事務ヲ分掌セシムルコトアルヘシ 附 則 本舎ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 訓第十一号 徳島県農事試験場処務規程左ノ通り定ム 大正十一年二月十一日 徳島県農事試験場処務規定 第一條 本場ニ種芸部、化学部、菌虫部、園芸部、庶務係、会計係ヲ置き、各部、係ニ主任ヲ置ク 第二條 分場ニ主任ヲ置ク分場主任ハ場長ノ指揮ヲ承ケ其ノ事務ヲ掌ル 第三條 左ニ掲クル事項ハ場長ニ於テ知事ノ認可ヲ得テ処理スヘシ 一 諸規程ノ制定及改廃ニ関スル事項 一 土地建物ノ借受及返還ニ関スル事項 一 職員ノ管外出張ニ関スル事項 一 其ノ他重要ト認ムル事項 第四條 左ニ掲クル事項ハ場長ニ於テ専行スルコトヲ得 但シ第一号ノ事項ハ決行後直チニ報告スヘシ 一 助手、嘱託員以下ノ進退ニ関スル事項 一 職員ノ管内外出張ニ関スル事項 一 所属職員以下ノ進退ニ関スル事項 一 其ノ他輕易ナル事項 第五條 場長ハ所属職員ノ進退賞罰ヲ知事ニ具申スヘシ 第六條 場長ハ管内官公署、各府県農事試験場、実業団体及当業者トノ文書往復ヲ為スコトヲ得 第七條 職員出張シタルキハ輕易ナルモノハ直ニ口頭其ノハ書面ヲ以テ帰庁後五日以内ニ場長ニ復命スベシ 但シ職員ノ復命書中重要又ハ参考ニ資スヘキモノ認ムルトキハ場長ハ之ヲ知事ノ閲覧ニ供スヘシ 第八條 試験及調査ノ成績ハ結了ノ都度、前年度業務功程ハ翌年十月三十一日限り知事ニ報告スヘシ 第九條 文書取扱及職員ノ服務ニ関シ本規程ニ定ムル事項ハ本県処務細則ヲ準用ス
--

第3節 種の配布など
大正時代には米麦種子、種卵、果樹苗木、蔬菜苗、ベグリアテントウムシの配布事業が実施されているが、その主なものは米麦種子と種卵であった。

1.米麦種子

水稻についてはこれまで本県農事試験場内で原種を栽培し、配布していたが、大正2年に委託原種田規定を設け、御所村(現土成町)2か所、生比奈村(現勝浦町)3か所、佐那河内村4か所で総面積1町5反歩の委託原種田を設け、當場で育成した原種をもつて栽培して配布事業を行った。当時の品種は樺八、雄町、改良神力、神力であった。

その後大正6年には佐那河内村のみで1町歩の委託原種圃を確保し、大正9年には、名東郡加茂町東名東名分(現徳島市名東町)に移って同面積で原種圃を栽培し、當場の直営としている。その後大正15年には原種圃を再び場内に戻して栽培を行った。

麦は場内で栽培し、大正元年には8反歩の原種圃、大正2年には6反歩であったが、大正6年には5反歩になり、以後同面積の原種圃を設けているが、大正11年には5反歩拡張し、以後1町歩の原種圃を栽培した。また大正10年3月には県告示第103号の徳島県立農事試験場米麦原種配付規則の改正により、大正10年度からは当該試験場原種圃生産の米麦原種が直接町村、町村農会、農事改良実行組合、その他共同採種組合等にも無償で配付されることになった。

2.種 卵

大正元年には、家鶏20羽を飼育し種卵の配布事業を行った。大正2年度には26羽が飼育され、以後羽数は記述されていないため不明であるが、大正時代は継続して種卵の配付が行われた。

3.果樹・蔬菜苗

果樹についてはカキ苗、カキの台木の配布を実施しており、大正元年にはカキ苗圃9畝、大正2年には5畝が設置されている。またカキ以外の果樹苗木の配布実績があるが、種類は不明であり、大正14年以降は配布実績が不明である。蔬菜苗については、大正2年に5,000本が配布され、他の年は不明である。

4.ベグリアテントウムシ

大正14年にはハンシウシのカイガラシ防除のため、天敵としてベグリアテントウムシの飼育をすることになり、飼育室建築設備予算として2,701円が認められ、大正15年から放飼が行われた。大正15年度に放飼した虫数は勝浦郡下500頭を筆頭に那賀、海部、板野、名東各郡下150～300頭、合計1,350頭であった。

5.その他

大正2年県告示第115号、徳島県立農事試験場依頼分析規定により一般の依頼に応じ大正2年から15年の間に酸性土壌分析、肥料定性・定量分析、灌がい用水定量分析等、1,708件を実施した。

第4節 農業技術指導・教育

農事試験場の職員は農産物の改良などの試験を行うと同時に巡回講話を行うことも任とし、技術の普及指導についても、収獲者と連携を密にして中核的な役割を果たした。

技術指導の方法は、講習講話、実地指導のほか、農会が発行する徳島県農会報(毎月刊行、大正13年4月からは旬刊)を通じて試験成績等や普及するとともに、大正2年8月10日から徳島県立農事試験場内に徳島農事研究会を設置し、農家之菜(月刊)を刊行して農家に技術情報を提供した。また、大正14年度からは農家に園芸指導地事務所(大正14年4か所、大正15年2か所、計6か所)を設置して、従来試験によって得た結果を実地に応用するとともに、周辺農家に蔬菜栽培の奨励・普及を行った。このほか、大正2年4月から農会委託による町村農会技術員養成を行い、大正15年までに62名の講習生を養成した。

15	46	25	42	121	283	517
----	----	----	----	-----	-----	-----

注 大正8年以降のその他には会議・視察を含む

第8表 場対応の状況

	来観人員	質疑応答 件 数
大正元年	4,838 名	873 件
2	4,956	978
3	5,697	960
4	1,261	354
5	1,238	144
6	2,119	92
7	1,068	172
8	975	181
9	2,004	165
10	2,825	202
11	2,428	225

注 大正8年以降のその他には会議・報告を含む

12	2,680	278
13	2,762	662
14	2,730	501
15	3,372	525

文献

徳島県農会(1912～1926):徳島県農会報(第62号～第300号)

徳島県史編さん委員会(1967):徳島県史第6巻

農政調査委員会(1967):体系農業百科事典 VI 三好昭一郎・猪井達雄(1975):阿波の歴史

麻名用土地改良区(1977):麻名地区灌がい・排水事業麻名地区概要書

農林水産省百年史編纂委員会(1981):農林水産省百年史・別巻

農林統計研究会(1983):都道府県農業基礎統計

文献
徳島県農会(1912～1926):徳島県農会報(第62号～第300号)
徳島県史編纂委員会(1967):徳島県史第6巻
農政調査委員会(1967):体系農業百科事典VI 三好昭一郎・猪俣達雄(1975):阿波の歴史
麻名用水土地改良区(1977):麻名地区灌がい排水事業麻名地区概要書
農林水産省百年史編纂委員会(1981):農林水産省百年史・別巻
農林統計研究会(1983):都道府県農業基礎統計